

起業創業促進事業補助金審査会公募委員募集要領

1 趣旨

鳥取県地域課題解決型起業支援補助金の申請案件の審査を行うとともに、審査過程において補助金に応募した起業家に的確に助言等し、県内での事業化に取り組む起業家を支援するため、公募委員を設置することとし、委員を募集する。

2 募集内容

(1) 募集人数 1名

(2) 応募資格 次のアからクまでの要件をすべて満たす方

ア 県内に住所地を有する満18歳以上の方（令和6年4月1日現在）

イ 地域課題解決に向けた事業等に関心があり、補助事業応募案件の審議に参加する意欲をお持ちの方

ウ 起業プランや事業計画の磨き上げに知見を有する方で、次のいずれかの要件を満たす方

・企業経営の経験のある方

・ベンチャーキャピタル若しくは投資会社での勤務経験があり、目利きのできる方

・アクセラレーター企業・団体に勤務し、起業支援の経験のある方

※アクセラレーター

スタートアップや起業家をサポートし、事業成長を促進する人材・団体・プログラム

エ 令和6年度に本事業へ応募（予定）する案件の関係者でない方

オ 書面による事前審査及び主に鳥取市内で平日又は土日の昼間に開催される委員会での面接審査に対応できる方（年2～4回程度）

カ 県が設置する他の執行機関及び附属機関の委員に就任しておらず、また、今年度は就任する予定のない方

キ 鳥取県暴力団排除条例（平成23年鳥取県条例第3号）に規定する暴力団員等でない方

ク 県議会議員及び県職員並びに市町村長及び市町村議会議員でない方

(3) 応募方法

別添の様式に、住所、氏名、年齢、性別、職業又は勤務先、連絡先、応募理由を記入して、郵送、ファクシミリ又は電子メールのいずれかで応募してください。

なお、様式は鳥取県産業未来創造課のホームページからダウンロードできます。

(4) 選考方法

ア 応募資格を満たす方の中から、提出された書類に基づき書面審査等を行い、委員を決定します。

イ 委員決定後は、速やかに応募者全員に結果を通知します。

(5) 募集期間

令和6年5月8日から同年5月22日午後5時まで（必着）

(6) その他

ア 応募に際し提出された書類は委員の決定のみに使用し、それ以外の目的では使用しません。

イ 提出された書類は返却しないこととします。

ウ 委員に就任された場合、その職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはなりません。その職を退いた場合も同様とします。

エ 委員に就任された場合、氏名等を公表する場合があります。

3 応募・問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町1-220（郵便番号の表記があれば所在地は記載省略可能）

鳥取県商工労働部産業未来創造課産業支援担当

電話 0857-26-7246

ファクシミリ 0857-26-8117

電子メール sangyoumirai@pref.tottori.lg.jp
URL https://www.pref.tottori.lg.jp/286690.htm

4 起業創業促進事業補助金審査会の概要

- (1) 審議事項
鳥取県地域課題解決型起業支援補助事業の採択に関する事項
- (2) 構成 委員 5 名以内（うち、公募委員 1 名）
- (3) 開催回数 鳥取県地域課題解決型起業支援補助事業の採択に関する書面審査及び面接審査を
年 2 ～ 4 回程度
- (4) 任期 任命の日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで
- (5) その他 県の規定に基づき、報酬及び旅費を支給します。